令和元年５月
福島県高齢福祉課　作成

≪介護支援専門員の資格及び研修の体系≫

現在の介護支援専門員証を交付するために修了した研修及び交付後の実務の有無により受講する研修は異なります。

介護支援専門員
実務研修受講試験

合格者

介護支援専門員
実務研修
＊研修期間：14 日間

研修修了後
3月以内に
申請

登録（介護支援専門員資格登録簿登載）

登録後
5年以内
申請

介護支援専門員証交付

実務従事者

専門研修Ⅰ
＊研修期間：8 日間
＊実務６か月以上の者

専門研修Ⅰ・Ⅱを受講していない者

実務非従事者

介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者

介護支援専門員証の有効期間を更新しない

申請

登録から
5年を経過
した場合

介護支援専門員再研修
＊研修期間：9 日間
＊登録後５年を経過後又は介護支援専門員証失効後に介護支援専門員証の交付を受けようとする者

再度介護支援専門員証の交付を受ける場合
（介護支援専門として従事する場合）

地域同行型研修
＊ＯＪＴの機会が十分ではない介護支援専門員に主任介護支援専門員が助言・指導を行う。
＊実施機関：各市町村

主任介護支援専門員更新研修
＊研修時間：7 日間
＊主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が２年以内の者、県の定める要件を満たす者
＊介護支援専門員証の更新と主任資格の更新のための研修

主任介護支援専門員研修
＊研修時間：12 日間
＊専門研修Ⅱを受講後、一定の実務経験等の要件を満たす者

専門研修Ⅱ
＊研修時間：5 日間
＊実務３年以上の者

更新研修
（有効期間満了まで１年以内）
＊研修時間：13 日間
（専門研修Ⅰ・Ⅱと同じ研修）
（専門研修Ⅰ受講済者は５日間）

更新研修（実務未経験者）
＊研修期間：9 日間
＊有効期間満了まで１年以内の者

申請

介護支援専門員証の有効期間の更新

実務非従事者

引き続き実務従事者等である者

前回、実務非従事者向け研修で更新研修を受け、それから実務従事者等に変わった者

専門研修Ⅱ
又は
更新研修

専門研修Ⅰ・Ⅱ
又は
更新研修
（有効期間満了まで１年以内の方）

更新研修（実務未経験者）

２回目以降の更新の場合

介護支援専門員証失効

介護支援専門員証の更新を受けない場合

実務非従事者（実務未経者）更新研修また再研修を修了するとそれまでの研修履歴はリセットされます。

注1：実務従事者とは、介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者または従事していた経験を有する者をいう。
「実務経験」とは、介護支援専門員としてサービス計画の作成業務へ従事（地域包括支援センターでの予防プラン作成、指定居宅介護支援事業所の管理者含む）した経験をいい、従事期間は問いません。認定調査のみに従事した場合には該当しません。